

別記様式第1号

<p>熊本県警察本部長 殿</p> <p>請求者</p> <p>住所又は居所 郵便番号</p> <p>法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地</p> <p>氏名</p> <p>法人その他の団体にあつては、 名称及び代表者の氏名</p> <p>連絡先</p> <p>法人その他の団体にあつては、 担当者の氏名及び連絡先</p> <p>電話番号 () -</p>		行政文書開示請求書	年 月 日
<p>熊本県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。</p>		行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	
請求の目的			
求める開示の実施の方法	<p>1 閲覧</p> <p>2 写しの交付</p> <p>(写しの送付 希望する ・ 希望しない)</p>	希望する方法を○で 囲んでください。	
※備	考	受理年月日	年 月 日

注1 請求の目的欄は、請求された行政文書を特定するなどの参考にするものであり、その記入については、請求される方の任意です。閲覧又は写しの交付には、電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付若しくは複製又は複製物の交付を含みます。

注2 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成に要する費用（写しの送付を希望される場合には、当該送付に要する費用を含みます。）を負担していただきます。

注3 ※印の欄は、記入しないでください。

(日本工業規格A4)

- 製物の交付
- (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 用紙に出力したものの閲覧又は交付
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第2号に掲げる電磁的記録を視聴させ、又は複製することが容易であるときは、当該電磁的記録の開示の方法は、視聴又は複製物の交付とすることができる。
- 3 条例第16条第3項ただし書の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。
- (1) ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声を記録した電磁的記録 複製物の視聴又は複製物を更に複製したものの交付
- (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 用紙に出力したものを複写したものの閲覧又は交付
- 4 前項の規定にかかわらず、前項第2号に掲げる電磁的記録の複製物を視聴させ、又は複製することが容易であるときは、当該電磁的記録の開示の方法は、複製物の視聴又は複製物を更に複製したものの交付とすることができる。
- (写しの作成及び送付に準ずるものとして実施機関が定めるもの)
- 第10条 条例第17条の写しの作成及び送付に準ずるものとして実施機関が定めるものは、前条で定める方法により交付される物の作成及び送付とする。
- (条例第21条において準用する条例第15条第3項の規定による通知)
- 第11条 条例第21条において準用する条例第15条第3項の規定による通知は、別記様式第12号（不服申立てに係る行政文書の開示通知書）により行うものとする。
- (雑則)
- 第12条 この規程に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。
- 附 則
- この規程は、平成14年4月1日から施行する。